

きょうつはたちくかっせいかけいかく
京津畑地区活性化計画

～ ^{みどり}美土里と温もり伝える 懐かしの田舎未来 ～

岩手県一関市

平成21年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	京津畑活性化計画
都道府県名	岩手県
市町村名	一関市
地区名(1)	京津畑地区
計画期間(2)	平成21年度～平成25年度

目 標 : (3)

廃校利用により地域の新たな核施設を整備し、地域資源を活かしながら新しいグリーン・ツーリズム、アグリビジネスを創造、山村地域の定住・滞在環境の保全、充実を図る。具体的な数値目標は、グリーンツーリズムによる交流人口を現状から33.21%増の34,900人(計画期間H21～25年の合計)を目指すものである。

目標設定の考え方

地区の概要:

一関市は、岩手県の南端に位置し、南は東磐井郡藤沢町、宮城県栗原市及び同登米市、東は陸前高田市、気仙郡住田町、宮城県気仙沼市及び同本吉郡本吉町、西は奥羽山脈をへだてて秋田県雄勝郡東成瀬村、北は西磐井郡平泉町及び奥州市と接しており、東西約6.3km、南北約4.6km、総面積1,133.10km²で県内一の規模となっている。京津畑地区は、一関市の最北端に位置し東は住田町、北は奥州市江刺区に接する標高350メートルの山間地域にあり、一関市大東町中川字根岸、上ノ山、大中斉の東西を山に囲まれて河川沿いに整備させた県道10号線江刺室根線に沿って南北に細長い集落を形成している。寒暖の差が厳しく、ヤマセの影響を受けやすい地域である。

本地域は、平成3年9月に集落全体の生活向上と地域活性化の推進母体となる組織として「京津畑自治会」を結成し、厳しい山村環境にあって自治会が核となり少子高齢化を逆手にとった各事業を前向きに取り組んでいる。平成12年度には「京津畑ふるさとづくり実践計画」を作成し、集落ぐるみでの清掃活動、「京津畑まつり食の文化祭」による郷土食の伝承活動、神楽の伝承活動と交流人口の拡大に取り組んでいる。平成13年に「地域に根ざした食生活推進コンクール2001」全国優秀賞受賞、平成14年に「むらの伝統文化顕彰」農林水産大臣賞を受賞し、平成20年に岩手県「元気なコミュニティー100選」に選定されている。現在は、「第2次集落活性化計画」を策定し、活性化にむけてさらに取り組んでいる。

現状と課題

本地域は周りを深い山々に囲まれた冷涼な地域で稲作栽培は難しく、作られた水田は小区画のため大規模な経営を望むことは難しい。高齢化が進み農地の管理も難しくなりつつあり地域全体で保全している状況である。また地区内の高齢化率は高く社会的行動生活の維持が困難とされる状況に近づいている。

わずかな畑で採れた野菜やワラビ、キノコなどといった山の幸、自家製の味噌など先人が工夫を凝らした食文化を築き上げてきた。地区内及び広域的に特産品の販売などの活動をしている「郷土料理研究会やまあい工房」があり食事も提供している。

こうした中で地域の小学校が平成18年3月に統合により廃校され、長年住民の心のシンボルであった地域コミュニティーの場がなくなり、高齢化・少子化と相俟って、地域活力が減退し、限界集落へと進むことが懸念される。

このため、これら資源を有効活用するため、都市住民等との多様な交流機会の創出など「京津畑地域」を広くPRし、地域農業、地域活力の維持発展していけるような支援を早急にすることが喫緊の課題となっている。

今後の展開方向等(4)

廃校舎の整備を転機とした地域の活性化を図るために、以下のような取り組みを行う。

「京津畑まつり食の文化祭」の拡大

食の安全・安心がいわれている中で、忘れ去られようとしている、昔の伝統食の数々に光を当てて、当時の食文化を見つめ直し、健康的な食生活や自家野菜の大切さを考える場としても、食文化を発信できる施設利用を進めて他地域からの交流人口の増加。

地域資源活用の促進

昔から伝承されてきた活動として、農作業、小正月行事、郷土食料理など、農村への関心や良さを広め、都市住民との交流を拡大する。

農業の活性化

交流人口の増加に伴い、施設への地域農産物提供や、加工品の販売など農業振興の活性化を図る。

廃校舎の利活用

地域のシンボルとして活用された旧京津畑小学校を昔ながらの木造校舎で残しつつ、交流施設としての機能をもった施設に整備する。来訪者には様々な体験ができる施設に再生する。また、地域もコミュニティーの場としても活用でき、来訪者と地域の人たちが交流して里山のにぎわいを取り戻す。

これらの事業を充実推進し、京津畑地域の魅力をアピールし、都市住民等との交流機会が増加が予想される観光客や滞在客を受け入れるための体制づくりを進めながら、地区内入れ込み客数を現状から33.21%増の34,900人(計画期間H21～25年の合計)を目指すものである。

【記入要領】

- 1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
一関市	京津畑地区	地域資源活用総合交流促進施設(廃校・廃屋等改修交流施設)	京津畑自治会	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

【記入要領】

- 1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(1)

京津畑地区(岩手県一関市)	区域面積 (2)	2,195 ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係: 当該区域の総面積は2,195.41haのうち農林地面積は2,088.09haで95%を占め、55%が農業従事者であり、農林業が基幹産業となっている区域である。		
法第3条第2号関係: 人口は平成15年から平成19年にかけて7%減少し、農業者の高齢化は45%と高い傾向からみて、活性化のためには交流を進めることが必要不可欠な区域である。		
法第3条第3号関係: 集落が点在している区域で、市街化区域を形成している区域はない。		

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(イ、ロ、ハ)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

【記入要領】

- 1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- 3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- 4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 5 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)		

- 1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- 2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- 3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- 4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- 5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- 6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- 7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

交流施設の整備に合わせて、グリーンツーリズムの事務局を自治会内に組織し、受け入れ窓口とする。
事務局は、地域資源を活用した色々な体験メニューを企画し募集、PRに努め、交流施設の事業などの利用者等により入込み客数を把握する。
自治会内に施設運営委員会を設置し、目的の達成度合いや利用方法について随時検証を行う。

【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。